

令和3年(2021年)3月5日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者負担額(保育料)減免対象期間の再延長について

日頃より保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年(2021年)1月14日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者負担額(保育料)の減免について」及び令和3年(2021年)2月5日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用者負担額(保育料)減免対象期間の延長について」で通知しましたが、国の緊急事態宣言のさらなる延長に伴い、下記のとおり、保育料の減免対象期間を再延長しましたのでお知らせいたします。

記

1 減免対象期間

令和3年(2021年)1月8日(金)から同年3月21日(日)まで(期間を再延長しました。)

2 手続方法

令和3年(2021年)3月22日(月)までに「利用者負担額(保育料)減免申請書【再延長用】」を在籍園に提出してください。

※事前に在籍園に登園自粛する旨の連絡をしている場合にのみ提出いただけます。

※事前連絡の方法、期限等については、在籍園に御確認ください。

※令和3年(2021年)2月5日付通知において配付した減免申請書【減免対象期間:令和3年(2021年)2月8日～同年3月7日】を既に御提出いただいた方についても、令和3年(2021年)3月8日(月)以降自粛による欠席をする場合は、今回の再延長用の減免申請書【減免対象期間:令和3年(2021年)3月8日～同年3月21日】の御提出が必要となりますので御注意ください。

3 減免後の保育料の計算方法

月額保育料×その月の登園自粛により欠席した日を除く開所日数÷25

4 還付時期(予定)

御登録されている口座へお振込みいたします。

<1月分の還付> 令和3年(2021年)3月下旬以降にお振込みいたします。

<2月分の還付> 令和3年(2021年)4月下旬以降にお振込みいたします。

<3月分の還付> 令和3年(2021年)5月上旬以降にお振込みいたします。

※保育幼稚園課に還付口座を御登録されていない場合は、別途「支払金口座振替依頼書」が必要となりますので、在籍園に御確認願います。

※減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめ御承知おきください。

【問い合わせ先】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 総務・徴収担当

電話 042-620-7247(直通)